

# I-2 キャリアアップ助成金の概要

※各コースの詳細については、14ページ以降をご覧ください。

## 正社員化コース

< > は生産性の向上が認められる場合の額、( ) 内は中小企業以外の額

○ 有期契約労働者等を**正規雇用労働者等に転換または直接雇用**した場合に助成

① 有期 → 正規：1人当たり**57万円 <72万円> (42万7,500円 <54万円>)**

② 有期 → 無期：1人当たり**28万5,000円 <36万円> (21万3,750円 <27万円>)**

③ 無期 → 正規：1人当たり**28万5,000円 <36万円> (21万3,750円 <27万円>)**

<①～③合わせて、1年度1事業所当たりの支給申請上限人数は20人まで>

※ 正社員化コースにおいて「多様な正社員（勤務地限定正社員、職務限定正社員および短時間正社員）」へ転換した場合には正規雇用労働者へ転換したものとみなします。

※ 派遣労働者を派遣先で正規雇用労働者または多様な正社員として直接雇用した場合に助成額を加算

・ ①③：1人当たり28万5,000円 <36万円>（大企業も同額）

※ 母子家庭の母等又は父子家庭の父を転換等した場合に助成額を加算

（転換等した日において母子家庭の母等又は父子家庭の父である必要があります）

※ 若者雇用促進法に基づく認定事業主が35歳未満の者を転換等した場合に助成額を加算

（転換等した日において35歳未満である必要があります）

・ いずれも①：1人当たり95,000円 <12万円>、②③：47,500円 <60,000円>（大企業も同額）

※ 勤務地・職務限定正社員制度を新たに規定し、有期契約労働者等を当該雇用区分に転換又は直接雇用した場合に助成額を加算

・ ①③：1事業所当たり95,000円 <12万円>（71,250円 <90,000円>）

## 賃金規定等改定コース

○ すべてまたは一部の有期契約労働者等の**基本給の賃金規定等を増額改定し、昇給**した場合に助成

・ 全ての有期契約労働者等の賃金規定等を2%以上増額改定した場合

対象労働者数

1人～3人：1事業所当たり**95,000円 <12万円> (71,250円 <90,000円>)**

4人～6人：1事業所当たり**19万円 <24万円> (14万2,500円 <18万円>)**

7人～10人：1事業所当たり**28万5,000円 <36万円> (19万円 <24万円>)**

11人～100人：1人当たり**28,500円 <36,000円> (19,000円 <24,000円>)**

・ 一部の賃金規定等を2%以上増額改定した場合

対象労働者数

1人～3人：1事業所当たり**47,500円 <60,000円> (33,250円 <42,000円>)**

4人～6人：1事業所当たり**95,000円 <12万円> (71,250円 <90,000円>)**

7人～10人：1事業所当たり**14万2,500円 <18万円> (95,000円 <12万円>)**

11人～100人：1人当たり**14,250円 <18,000円> (9,500円 <12,000円>)**

<1年度1事業所当たり100人まで、申請回数は1年度1回のみ>

※ 中小企業において3%以上増額改定した場合に助成額を加算

・ 全ての賃金規定等改定：1人当たり**14,250円 <18,000円>** ・ 一部の賃金規定等改定：1人当たり**7,600円 <9,600円>**

※ 職務評価の手法の活用により賃金規定等を増額改定した場合

1事業所当たり**19万円 <24万円> (14万2,500円 <18万円>)**を加算

## 受給までの流れ

「キャリアアップ助成金」の活用にあたっては、事前に「**キャリアアップ計画**」(労働組合等の意見を聴いて作成)等を作成し、提出することが必要です。

